災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課).......

(環境政策課)......

П

道路の位置の指定 (建築指導課).....

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (道路整備課)

五四四

小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間 (水産振興課).......

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (三件) (商政課)........

五

_ O

一般競争入札の実施(物品管理課)......

Щ

○公安委告示

技能検定員審査の実施......

教習指導員審査の実施....

)監査告示

外部監査人の補助者の氏名等.....

兀

災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (厚政課)....

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

○規則

目

次

6月5日

平成 27 年 (金曜日)

山口県規則第五十号 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

平成二十七年六月五日

山口県知事

村

畄 嗣 政

円」を「千八十円」に改め、別記一の三の3の一の表を次のように改める。 季 別 世帯区分 人世帯 二人世帯 三人世帯 四人世帯

「二百五十三万円」

別記一の一の1の〇中「三百十円」を「三百二十円」に改め、

を「二百六十二万千円」に改め、

別記一の二の1の三中「千四十

別記一の一の2の二中

災害救助法施行細則 (昭和三十六年山口県規則第三十二号) の一部を次のように改正

夏季 冬季(翌年三月まで) 九四 月月 まか でら 1100,1100 **弄、**三00 **画、**六00 憲 空人00 五人世帯 **◇、Ⅲ**

備考 に、夏季にあつては七、七○○円を、冬季にあつては一一、○○○円を加え た額とする。 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごと

別記一の三の3の〇の表を次のように改める

					頂による。
円を加えた	三、五001	学にあつてけ	〇円を、冬季	は二、六〇	に、夏季にあつては二、六○○円を、冬季にあつては三、五○○円を加えた
人増すごと	五人を超え一人増すごと	の額に、五	、五人世帯	帝については	備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、
三天、八00	1111100	一七、九00	117 长00	九、七00	冬季(翌年三月まで)
一个、500円	1四、六00円	11 、 000 円	个000円	₹000	夏季(九月まで)
五人世帯	四人世帯	三人世帯	二人世帯	一人世帯	季別世帯区分

の〇中「四千百円」を「四千二百円」に、 七百円」に、「十六万四千八百円」を「十六万七千円」に改め、別記一の十一の4の〇 八百円」を「四千九百円」に改め、別記一の九の3中「二十万六千円」を「二十万八千 別記一の六の2中「五十四万七千円」を「五十六万七千円」に改め、 「四千四百円」を「四千五百円」に、「四千 別記一の八の3

П

申請者の氏名又は名称及び住所

報

号 を「十三万四千三百円」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

中「五千二百円」を「五千三百円」に改め、別記一の十二の2中「十三万三千九百円」



山口県告示第百九十二号

評価に関する事項を記載した書面は、 づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 に供する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧 平成二十七年六月五日から同月二十五日までの

平成二十七年六月五日

山口県知事 村 畄 嗣 政

工場又は事業場の名称及び所在地 氏名又は名称 所 株式会社ベルポリエステルプロダクツ 防府市鐘紡町四番一号

住

名 称 防府市鐘紡町四番一号 株式会社ベルポリエステルプロダクツ Щ

特定施設に関する事項

構造及び使用時間間隔等

第三十	備考「二	三 三 八	種類	
一十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機	「三三一八」とは、水	1110	能(t/日)	構
造業の用に供	水質汚濁防止	平成二七、一三	年予工 月 月 日定手	
供する遠心分	防止法施行令(昭	平成二七、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、	年予工 月 完成 日定成	造
7離機をいう。	[和四十六年政令第百八十八号]	平成二七、一	年予使 月 開 日定始	
	以令第百八	断続	間使 用 時 隔間	使
	_	三時間	時り一 の日 使当 間用た	用の方
	別表第一	変動なし	動季 の 概 要 変	法

六六

"

四七

 \equiv

四七

"

大

嗣

政

末永

和之

郷三四七〇の山口市仁保下

在宅診療所

科

-ш

町

11

1

П

称氏名又は名 (注)名

のた住事 所る所 在事又は 地務主 者

名介 護

称予

防

防

2666 묵 末永 小早川 ズフィー ルド合同会社ライ 称名又は名 定介 和之 節 護 郷三四七〇の山口市仁保下 一番四十 一番四十 日二 日二 日二 目八番 一号 一号 丁 のた住事 所る所 在事又 地務は 所主 ニック 波乗りクリ 在宅診療所 せます山口テーション表 名居 宅 称介 幸ス 科 護 一番一二号 山口市鰐石町 三岐宇 二七の八 の八 四 門 の 八 四 大 三 東 東 東 東 目光 八市 番島 所事 在業 号二 地所 指養居 尊管宅 理療 護訪 問 種事 類業 の // 介 平成

山口県告示第百九十五号

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 項の規定により

平成二十七年六月五日

山口県知事 村 畄 嗣

政

所事 在業 地所 種事 類業 の 指定年月日

目光 八市 番島 号二 介防介 護訪護 問予 平成 四七

Щ

小早川

節

一番四円 一番四十 一丁目二

二波 タリ

ク

IJ

ズフィー ルド合同会社ライ

目八番 一号 一号 丁

ます山口 お問介護ステ

三岐宇 二波字市 の 大 四 四 東

"

//

一番一二号 理療防介 指養居護 導管宅予

山口県告示第百九十六号

つき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。 十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業に 山口県漁業調整規則 (昭和四十二年山口県規則第十一号) 第八条第二項 (同規則第二

平成二十七年六月五日

指定年月日

山口県知事 村 岡

嗣

政

対象船舶

四七

- る瀬戸内海をいう。)を操業区域とする船舶 瀬戸内海 (漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第百十条第二項に規定す
- 項第二号に規定する手繰第二種漁業に使用する船舶に限る。 うち、小型機船底びき網漁業取締規則 (昭和二十七年農林省令第六号) 第一条第 操業区域とする船舶(漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業の 山口県漁業調整規則第四十九条の表小型機船底びき網漁業の項二に掲げる海域を
- 申請期間

四

"

二

"

平成二十七年六月十六日から同年七月一日まで

山口県告示第百九十七号

格」という。 する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格 (以下「経営規模等入札参加資 ıΣ て次のとおり定めた。 一般国道四三七号橋りょう補修工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加 |方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の五第一項の規定によ) 並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、 方法等につい

平成二十七年六月五日

山口県知 事 村 岡 嗣

政

- 般国道四三七号橋りょう補修工事(第一工区)
- 工事場所 大島郡周防大島町大字小松字瀬戸から柳井市神代字瀬戸山までの間
- 工事の概要

多柱式鋼管杭補修工	I
	種
	数
_ 式	量

経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 人札に参加できる者は、 次に掲げる要件の いずれにも該当する共同企業体 (二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

こと。

規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事の 示 (平成二十四年山口県告示第四百九十四号。 A等級であること。 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告 以下「告示」という。)二の一の

2 定する特定建設業の許可 (土木工事業に係るものに限る。) を受けていること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規

出資比率が三十五パーセント以上であること。

事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの 以下「総合評定値」という。) の土木一式工事の数値が九百五十以上であるこ 共同企業体の代表者の平成二十七年六月四日までに国土交通大臣又は都道府県知

経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の○に規定する共

)を提出しなければならない。

共同企業体協定書の写し

総合評定値通知書の写し

特定建設業の許可通知書の写し

委任状

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

 (Ξ)

山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

申請書等の提出期間及び時間

(四)

平成二十七年六月八日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十七年七月二十四日までに発送する。

兀

〇三九六)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県柳井土木建築事務所 (電話〇八二〇-二二-

山口県告示第百九十八号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、 周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

山口県知事 村 畄 嗣

政

-松市潮音町一丁目七一五の三	地名
五の三	及び
	番
	地
五。	(メートル)
===	(メートル)
三平成二七、二五	指定年月日

下



(一六九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、平成二十七年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商

平成二十七年六月五日

山口県知事 村 畄 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 株式会社山口井筒屋宇部店

所在地 宇部市常盤町一丁目六番三〇号

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社山口井筒屋 山口市中市町三番三号

所

入江 代表者の氏名 壮行

変更に係る事項の概要

Ξ

変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 変 更 前 変 更 後

横

Ш

和幸

横山

卓幸

所

代表者の氏名

変

更

前

変

更

後

号

藤田

敏彦

所

代表者の氏名

山口県知事

村

畄

嗣

政

次の

更

前

変

更

後

飯田

正己

一号

藤田

敏彦

所

代表者の氏名

浩

立花

隆央

更

前

変

更

後

所

代表者の氏名

藤田

敏彦

変

更

前

変

更

後

所

代表者の氏名

藤田

敏彦

ディングス株式会社アダストリアホー

ル

九番二号東京都千代田区丸の内一丁目

遠藤

洋

住

所

代表者の氏名

藤田

敏彦

東二丁目九番二五号福岡市博多区博多駅

丁目二番三〇号福岡市博多区山王一

変

更

前

変

更

後

平成27年 6 月 5 日 金曜	日	Щ		П	県	Į i	報	(定期)	第 2666	号
二 - 五	四	-		-		Ξ.	=	_	五 四	
名 称 住	平成二十七年五月十八日1 届出年月日	を行う者の代表者の氏名大規模小売店舗において小売業	を行う者の住所大規模小売店舗において小売業	を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業	変更に係る事項	変更に係る事項の概要小野田商業開発株式会社(山	名 称 住 称 住	所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号名 称 おのだサンパーク 大規模小売店舗の名称及び所在地	平成二十七年三月二日	名 名 の代表者の氏 有限会社グリムランド おいて小売業を行 有限会社グリムランド 大規模小売店舗に
に川ク所住代表					変	陽 小 野	住代表	川六丁甲		リムラン
道の氏 田 田 名 一					更	第 中 川	の氏名	番		F
号					前	陽小野田市中川六丁目四番一号		号		花田正
所		塚本	福岡	株式	変	一号	所			晴
		誠	県 春日市	株式会社クリア		杫		I		友枝
代 表者 の 氏 名			福岡県春日市春日三丁目一七	ア	更	藤田	代表者の氏名			善隆
の 氏 名			七		後	彦	の氏名			
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	四年月日	おいて小売業を行一株式会社クリエイティブヨー「小林大規模小売店舗に	変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売 変	三の変更に係る事項の概要が野田市中川六丁目四番一号の野田商業開発株式会社が山陽小野田市中川六丁目四番一号	3		一 大規模小売店舗の名称及び所在地	五 変更年月日 平成二十七年三月九日 正出年月日	う者の住所 大規模小売店舗に 大規模小売店舗に 変更に係る事項 大規模小売店舗に 変更に係る事項 大規模小売店舗に 大規模小売店舗に 大規模小売店舗に 大規模小売店舗に 大規模小売店舗に 大規模小売店舗に 大規模小売店舗に 大規模小売店舗に 大規模小売店舗に	三 変更に係る事項の概要 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号
		林 思良	更前	自四番一号] - - - - -				五四〇の四	自四番一号
		協田 建介	変更後	藤田 敏彦	表				一番一号	藤田

変

更

に

係

る

事

項

変

更

前

変

更

ション 株式会社ジャヴァコーポレー

八番二号神戸市中央区港島中町六丁目

釜野

広信

三 変更に係る事項の概要 小野田商業開発株式会社 小野田商業開発株式会社 を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業 所在地 変更に係る事項の概要 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 変更年月日 平成二十七年五月十八日 名 大規模小売店舗の名称及び所在地 平成二十七年三月三十一日 届出年月日 変 更 に 山陽小野田市中川六丁目四番一号 おのだサンパーク 係 る 事 項 山陽小野田市中川六丁目四番一号 山陽小野田市中川六丁目四番一号 株式会社ビッキー 変 更 前 所 変 藤田 藤田

(一七二) 一般競争入札の実施

名

称

住

所

代表者の氏名

敏彦

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

平成二十七年六月五日

更

後

山口県知事 村 畄 嗣

政

入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

物品等の名称及び数量

警察情報ネットワーク端末装置 三百六十台

物品等の特質等

納入期限 入札説明書及び仕様書による。

納入場所 平成二十七年九月三十日

(四)

山口県警察本部警務部情報管理課

入札参加資格

代表者の氏名

敏彦

人札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

いずれかに該当する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。 格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、借入れ及 る物品等の種類等に関する告示 (平成二十七年山口県告示第五十二号) に基づく資 の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 六十二号) 又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

Ξ 契約条項を示す場所 変更年月日

平成二十七年五月十八日

届出年月日

平成二十七年四月一日

山口市滝町一番一号 入札説明書及び仕様書の交付 山口県会計管理局物品管理課

兀

(定期) 第 2666 号

五 額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当す 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限 山口県会計管理局物品管理課において交付する。 る額 (その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を加算した金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す

提出場所

る金額を入札書に記載すること。

山口県会計管理局物品管理課

受領期限

年七月十七日午前十一時) 平成二十七年七月十六日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、平成二十七

入札を執行する場所及び日時

場所

報

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

七 入札保証金 県

日時

平成二十七年七月十七日午前十一時

免除する。

П

無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札参加資格のない者がした入札

記名押印 (署名を慣習とする外国人にあっては、自署) のない入札

○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定方法

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

十 その他

契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

 (\equiv) 契約書の作成の要否

契約保証金

(四)

(五) 免除する。

- をする場合は、平成二十七年七月十日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課 (電話〇八三-九三三-三九六〇) に申請書を提出すること。 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請
- ○) に問い合わせること。 詳細については、山口県会計管理局物品管理課 (電話〇八三-九三三-三九六
- Summary
- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- personal computers 360 sets Name and quantity of the products to be purchased: Police information network
- Delivery period: September 30, 2015
- (4) Delivery place: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Sup-933-3960) plies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. July 16, 2015 (If brought in person: 11:00 A.M. July 17, 2015)



山口県公安委員会告示第二十三号

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

平成二十七年六月五日

Щ П 県 公 安 委 員 会

審査の種類

技能検定員審査 (大自二)

審査の日時及び場所

から午後五時十五分まで 平成二十七年六月八日 (月曜日) から同月十二日 (金曜日) までの午前八時三十分 審査申請書の受付期間及び時間 日時 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター 平成二十七年七月十日 (金曜日) 午前九時から午後五時十五分まで

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

提出書類

会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。) 技能検定員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示 報

県

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

П

額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に ij れる者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた 一万四千五百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 消印をしないこと。

Щ

金曜日

五 四 Ξ = 技能検定の実施に関する知識 教則の内容となっている事項 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 技能検定員として必要な自動車の運転技能 自動車教習所に関する法令についての知識 審 查 細 目 減 ず 千九百五十円 千九百五十円 る 二千五百円 二千百円 千三百円 額

平成27年6月5日

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

二千五百五十円

備

ものとする。 る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずる 目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

-二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

山口県公安委員会告示第二十四号

実施する。 運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

平成二十七年六月五日

Щ П 県 公 安 委 員

会

審査の種類 教習指導員審查(普通)

審査の日時及び場所

日時 平成二十七年七月九日 (木曜日) から同月十日 (金曜日) までの午前九時

から午後五時十五分まで

審査申請書の受付期間及び時間 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

平成二十七年六月八日 (月曜日) から同月十二日 (金曜日) までの午前八時三十分

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

から午後五時十五分まで

提出書類

会規則第三号。 教習指導員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員 以下「規則」という。)別記様式第一号によること。

- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

審查手数料

印をしないこと。 相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、 る者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され 消

			200	Ħ
千三百円		教育についての知識	教習指導員として必要な教育についての知識	六
千三百五十円		マについての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	五
千三百五十円	転に関する知識	争項その他自動車の運	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	四
千二百円		· 投能	学科教習に必要な教習の技能	三
千二百五十円		投 能	技能教習に必要な教習の技能	=
三千六百円		日動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる額	目	細	審查	

備

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。 ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

その他

- 審査申請書は、 山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

教習指導員審査 (大自二)

審査の日時及び場所

- 日時 平成二十七年七月十日 (金曜日) 午前九時から午後五時十五分まで
- 審査申請書の受付期間及び時間

場所

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

平成二十七年六月八日 (月曜日) から同月十二日 (金曜日) までの午前八時三十分

から午後五時十五分まで

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

 \overline{H} 提出書類

- 教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 上三分身像及び無背景のものとする。

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

審査手数料

しないこと する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、 者であるときは、それぞれ九千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当 九千四百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される 消印を

千百円				能	学科教習に必要な教習の技能	学科教習	Ξ
千三百円				能	技能教習に必要な教習の技能	技能教習	=
千三百円				動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	教習指道	_
額	ず	減	目	細	查	審	

查 委

員 間

> 寺田 村田 治子 寛 山陽小野田市大字東高泊四一二の一 山口市宮野下七九の四

千三百円

千三百円

壬

一百円

第 2666 号

五

自動車教習所に関する法令についての知識

四

教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

六

教習指導員として必要な教育についての知識

備

_